

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

広島市安佐北区上深川町 448 番地
株式会社 研 創
代表取締役社長 林 良 一
(J A S D A Q ・ コード 7 9 3 9)
問い合わせ先
総 務 部 長 浦 上 忠 久
TEL 0 8 2 - 8 4 0 - 1 0 0 0

定款一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 5 月 19 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 35 期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の趣旨及び目的

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットに開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって、法令の定める範囲内で取締役および監査役の責任免除ならびに社外取締役および社外監査役の招聘に資するよう、社外取締役および社外監査役との責任限定契約の締結に関する規定を新設するものであります。なお、取締役に関する本規定(変更案第 29 条)の新設につきましては、あらかじめ監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)においては、取締役解任決議の定足数および決議要件については、旧商法より緩やかになり、定款で別段定めない限り普通決議とされております。中長期的視野に基づく経営の安定性を確保し、会社法施行後も、上記解任決議については、旧商法に準じた定足数および決議要件とするため、条文を新設するものであります。

上記のほか、会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

- a. 当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。
- b. 当社は株券を発行する旨の定め。
- c. 当社は株主名簿管理人を置く旨の定め。

(2) その他、この機会に全条文を見直し、次のとおり所要の変更を行うものであります。

当社の発行する株式の総数は、現行定款第5条（発行する株式の総数）に600万株と定められておりますが、将来の資金調達に備えて、発行する株式の総数を800万株に変更するものであります。

取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することを可能とするための規定を新設するものであります。

単元未満株式の買増請求に関する規定を新設するものであります。

中間配当を行うことを可能とするための規定を新設するものであります。

上記のほか、条文の新設、変更、所要の文言の整備等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成18年6月29日（木）

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日（木）

以 上

定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (商号) 当社は、株式会社研創と称し、英文では、KENSOH CO., LTD. と表示する。</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">1. } (現行どおり) 5 } 17. }</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を広島市に置く。 (新 設)</p> <p>第 4 条 (公告の方法) 当社の公告は、日本経済新聞に記載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 5 条 (発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、600 万株とする。 (新 設) (新 設)</p> <p>第 6 条 (1 単元の株式の数) 当社の 1 単元の株式の数は、1,000 株とする。 (新 設)</p> <p>第 7 条 (単元未満株券の不発行) 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。) にかかる株券を発行しないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) } (現行どおり) 5 } (17) }</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり) (機関)</p> <p><u>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>800 万株とする。</u> (株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、株券を発行する。</u> (自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 <u>2. 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 8 条 (名義書換代理人) 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 一 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 二 当社の株主名簿、実質株主名簿 (以下株主名簿等という。) および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 9 条 (株式取扱規則) 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取等株式に関する取扱いならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第 10 条 (基準日) 当社は、毎決算期日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主 (実質株主を含む。以下同じ。) をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>	<p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第 10 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 第 11 条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第 11 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求 (以下「買増請求」という。) することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 . 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。 3 . 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) 、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 13 条 当社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条（招集） 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p>（新 設）</p> <p>第12条（招集者および議長） 株主総会は<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</u> — <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議により取締役会で決めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>（新 設）</p> <p>第13条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 — <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>第14条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 — 株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第15条（取締役の員数） 当会社の取締役は3名以上とする。</p>	<p>（削 除）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>（招集） 第14条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>（定時株主総会の基準日） 第15条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>（招集権者および議長） 第16条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第17条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>（決議の方法） 第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>（議決権の代理行使） 第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. <u>株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（取締役の員数） 第20条 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 16 条 (取締役の選任) <u>当社の取締役は、株主総会において選任する。</u> <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p><u>当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第 17 条 (取締役の任期) <u>当社の取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の最終の時までとする。</u> <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 18 条 (取締役会の招集) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、<u>その議長となる。</u> <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p><u>取締役会の招集は、会日の 3 日前にその通知を発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> (新 設)</p> <p>第 19 条 (代表取締役) <u>当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u></p>	<p>(取締役の選任方法) 第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。 2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第 22 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の最終の時までとする。</u> 2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役の解任) 第 23 条 <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u> (代表取締役および役付取締役) 第 24 条 <u>取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</u> 2. <u>取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> (削 除)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 26 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 20 条 (役付取締役)</u> <u>取締役会は、その決議により取締役社長 1 名を選任するほか、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p><u>第 21 条 (監査役の員数)</u> 当社の監査役は 3 名以上とする。</p> <p><u>第 22 条 (監査役の選任)</u> <u>当社の監査役は、株主総会において選任する。</u> — <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p><u>第 23 条 (監査役の任期)</u> 当社の監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 — <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p><u>第 24 条 (常勤監査役)</u> <u>監査役はその互選により常勤監査役を 1 名以上おかななければならない。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第 27 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> (取締役の報酬等)</p> <p><u>第 28 条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議をもって定める。</u> (取締役の責任免除)</p> <p><u>第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であったものを含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議をもって免除することができる。</u> 2 . <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p><u>第 30 条 (現行どおり)</u> (監査役の選任方法)</p> <p><u>第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 . <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (監査役の任期)</p> <p><u>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 . <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤の監査役)</p> <p><u>第 33 条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 25 条 (監査役会の招集) <u>監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の 3 日前にその通知を発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 . 監査役全員の同意があるときは、招集の<u>手続きを経ないで監査役会を開催できる。</u></u> (監査役の報酬等) 第 35 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u> (監査役の責任免除) 第 36 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、<u>任務を怠ったことによる監査役 (監査役であったものを含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></u> <u>2 . 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき社外監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p>
<p>第 26 条 (営業年度) <u>当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで<u>の年 1 期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</u></u></p> <p>第 27 条 (利益配当金) <u>当社の利益配当金は、<u>毎決算期日における最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払うものとする。</u></u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(事業年度) 第 37 条 <u>当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで <u>1 年とする。</u></u></p> <p>(期末配当および基準日) 第 38 条 <u>当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、<u>定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></u></p> <p>(中間配当および基準日) 第 39 条 <u>当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、<u>取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第 40 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>
<p>第 28 条 (除斥期間) <u>利益配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>附 則 <u>平成 15 年 3 月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期は第 23 条中「<u>就任後 4 年内</u>」とあるのを「<u>就任後 3 年内</u>」と読み替えるものとする。</u></p>	